

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2021年（令和3年）

February 2月号

令和2年の送検状況について



漁人の朝

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
令和2年の送検状況について.....	2
令和2年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内.....	2
鹿児島県の最低賃金.....	3
母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください.....	4～5
配偶者手当の在り方の検討に関し 考慮すべき事項等の周知について（依頼）.....	6
災害に学ぶ ～作業台からの墜落災害～.....	7
令和4年3月新規大学等卒業予定者の 就職・採用活動スケジュールについて.....	8

令和2年12月末（速報） 業種別死傷災害発生状況.....	9
ご存じですか？ 労働保険料の納付は口座振替が便利です！.....	10～11
保健師からお届け クローバーたより ～みんなで減塩すっど～！.....	12
さんぽセンター （鹿児島県産業保健総合支援センター）からのご案内.....	13
令和3年度 労働安全衛生法に基づく各種免許試験のご案内（学科）.....	14
令和3年度技能講習・安全衛生教育等実施計画について.....	15
令和3年3月の講習開催のご案内.....	16

さくらじま

早いもので、この間年が明けたと思ったら、もう2月である。よく「1月は行く、2月は逃げる、3月は去る」などというが、年明けから年度末まではいつもあつという間に過ぎ去っていく。だが、なぜ2月だけが28日（閏年で29日）までしかないのだろうか。

聞くとところによると、古代ローマでは、農耕活動ができる現在の3月から12月までしか暦がなく、後ほど1月、2月に相当する月が付け加えられたものの、2月は1年の最後の月だったので、日数の調整に使われたためらしい。さらに、現在の暦のもとを作ったのはユリウス・カエサルだといわれて

いるが（1年の初めは1月からとし、奇数月は31日、偶数月は30日で、2月だけ29日か30日という整理）、その後を継いだローマ帝国初代皇帝アウグストゥスが自分の生まれた8月を自分の名前にちなんだ月名に改正したときに、日数を30日から31日に増やすため、2月をさらに1日減らしたからであるようだ。

この時期は、年度末に向けての業務の追い込みや次年度の準備・計画作りなど、忙しい時期であるが、コロナ禍の中、感染防止や体調管理に万全を期しつつ、着実に毎日の業務を遂行し、年度末を迎えたいものである。

令和2年の送検状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、令和2年中に下記のとおり、労働基準関連法違反事件を鹿児島地方検察庁に送検しました。

No.	業 種	概 要	送検署	送検年月
1	建設業	石綿計画届の未届出	鹿児島署	令和2年1月
2	建設業	スレート屋根上における墜落防止措置の未実施	鹿児島署	令和2年2月
3	製造業	トラクターショベルにおける接触防止措置の未実施	鹿児島署	令和2年3月
4	建設業	ダンプトラックの積載作業における落下防止措置の未実施	鹿児島署	令和2年3月
5	建設業	スレート屋根上における墜落防止措置の未実施	鹿児島署	令和2年3月
6	製造業	はい作業主任者の未選任	鹿屋署	令和2年3月
7	建設業	伐木作業における伐倒合図の未計画	鹿児島署	令和2年3月
8	製造業	伐木作業における伐倒合図の未計画	鹿児島署	令和2年4月
9	建設業	トラクターショベルの用途外使用	鹿児島署	令和2年9月
10	建設業	高所作業箇所における墜落防止措置の未実施	加治木署	令和2年11月
11	農林業	賃金不払	鹿屋署	令和2年11月
12	農林業	解体用つかみ機の無資格運転	鹿児島署	令和2年11月
13	建設業	高压電線の近接作業における感電防止措置の未実施	鹿児島署	令和2年11月
14	その他	賃金不払	鹿児島署	令和2年11月

【関連法別内訳】

- 労働基準法違反事件は**2件**（No.11、14）で、いずれも**賃金不払**を契機としています。
- 労働安全衛生法違反事件は**12件**（上記2件以外全て）で、墜落防止措置の未実施（3件）・車両系建設機械や電気等による危険防止措置の未実施（3件）・無資格等によるもの（2件）など、労働災害を防止するために必要な基本的事項が遵守されず、主に労働者の死亡を含む重篤な労働災害を契機としています。

鹿児島労働局では、労働条件の履行確保・労働災害の防止などを図る観点から、引き続き事業場に対する立入調査を実施していくとともに、重大・悪質な事案等に対しては積極的に送検手続きを行うなど、厳正に対処します。

【お問い合わせ先：  鹿児島労働局監督課 ☎099-223-8277】

令和2年度鹿児島県 労働災害防止研修会の開催について

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和2年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。

令和2年の本県における労働災害は、昨年同様多くの方が被災されており更なる災害防止の取り組みが必要です。

事業者におかれましては、令和3年度労働災害防止計画の参考となれば幸いです。

この機会に是非ご参加下さいますようご案内致します。

なお詳細な案内・申込み等は、本誌1月号に掲載しております。

日 時：令和3年 **2月18日（木）13：30～**

場 所：鹿児島県歴史・美術センター黎明館 講堂（鹿児島市城山町）

参加費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。

内 容：最近の安全衛生行政について、目指せエイジフレンドリー職場等の講演

鹿児島県の最低賃金

～守ってね！最低賃金。～

地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県 最低賃金	793円	令和2年 10月3日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	815円	令和2年 12月27日	次に掲げる者を除く。（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、錆取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	847円	令和2年 12月24日	次に掲げる者を除く。（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	793円	左記の最低賃金は、令和2年度は改正がありませんでした。 このため、 令和2年10月3日から鹿児島県最低賃金793円 以上の支払いが必要となります。	

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

●特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④ 精進手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関するお問い合わせ先	鹿児島労働局賃金室（電話）099-223-8278	川内労働基準監督署（電話）0996-22-3225
	鹿児島労働基準監督署（電話）099-214-9175	加治木労働基準監督署（電話）0995-63-2035
	鹿屋労働基準監督署（電話）0994-43-3385	名瀬労働基準監督署（電話）0997-52-0574

業務改善助成金

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

詳しくは、こちら▶

業務改善助成金 検索

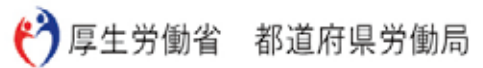
「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

【お問い合わせ先】 鹿児島労働局雇用環境・均等室（☎099-223-8239）又は
鹿児島県き方改革推進支援センター（鹿児島県社会保険労務士会内 ☎0120-221-255）

鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

リサイクル推進
この印刷物は、印刷物の廃へ
リサイクルできます。



助成金の対象期間を延長しました。
(令和2年12月28日改正)

＼事業主の皆さまへ／

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください

▶▶ 助成金の対象

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

✓ 令和2年5月7日から令和3年3月31日までの間に

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

▶▶ 助成内容

対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満：25万円 *1事業所当たり20人まで
以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

▶▶ 申請期間

令和2年6月15日から令和3年5月31日まで

*雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

*事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



母性健康管理措置による休暇取得支援助成金についてのお問合せ等は

鹿児島労働局 雇用環境・均等室 099-222-8446 へ

▶対象となる労働者

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、
医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



▶対象となる有給の休暇制度

- 就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

*ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

- 制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容について、

全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。

（例）・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

- 休暇制度の整備及び周知の時期

令和3年3月31日までに制度整備と周知が必要です。制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象となります。

- 欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

▶支給額

- 連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和2年5月7日から令和3年3月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

- 同一の労働者について複数回の申請をした場合

2回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

▶支給申請の流れ



「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」等の周知について（依頼）

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和3年1月5日付け鹿児島労働局雇用環境・均等室長より「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」等について周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

リーフレット「配偶者手当」の在り方（一部抜粋）

「配偶者手当」の在り方について 企業の実情も踏まえた検討をお願いします —— 女性の活躍を促進していくために ——

女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、税制・社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

税制・社会保障制度については、配偶者控除等の見直しや被用者保険の適用拡大などの制度改正※¹が行われており、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」についても、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれます。

各企業におかれましては、労使において「配偶者手当」の在り方の検討を行っていただくため、厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」※²の趣旨をご理解の上、企業の実情も踏まえて労使で真摯な話し合いを進めていただくようお願い申し上げます。

※¹：別紙「税制・社会保障制度の制度改正について」参照※²：「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について（平成28年5月9日付 基発0509第1号）

「配偶者手当」とは

民間企業において、配偶者がいる従業員に対して支給される手当のことを「配偶者手当」といいます。実際の手当の名称は、企業によって「家族手当」「扶養手当」などさまざまです。

民間企業における「家族手当」の支給状況

家族手当制度がある事業所は、**78.0%**

うち、配偶者に家族手当を支給する事業場は、**81.2%**
（全体の63.3%）

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入による制限がある	収入制限の額				配偶者の収入による制限がない	配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
			103万円	130万円	150万円	その他（従業員の収入より少ない等）			
78.0%	(81.2%)	[85.5%]	<51.7%>	<33.8%>	<6.9%>	<7.6%>	[14.5%]	(18.8%)	22.0%

（注）1.（ ）内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2. [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

3. < > 内は、配偶者の収入による制限がある事業所を100とした割合である。

資料出所：平成31年職種別民間給与実態調査を基に作成

※ 男女同一賃金を定める労働基準法第4条に基づいて、「家族手当」についても、支給に当たって男女で異なる取扱いをしてはならないとされています。



厚生労働省・都道府県労働局

本リーフレット等は、以下に掲載してありますので、ご活用下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>

災害に学ぶ

作業台からの墜落災害

鹿児島労働局健康安全課

1. はじめに

令和2年11月末現在の鹿児島県内の労働災害による死傷者数は、1,721人で、その内、事故の型別では墜落災害が350人と転倒災害の416人に次いで二番目に多くなっています。

また、近年の死亡災害のデータによると墜落による死亡災害のうち約78%は頭部を負傷したことに起因するものとなっています。

そこで、今回は、墜落防止対策と墜落時の保護帽の着用状態が不十分であったため死亡災害となった事例を紹介します。

2. 災害発生状況

災害が発生した場所は、プラスチック原料をリサイクルする工場で発生しました。

災害発生当日被災者は、出勤後の朝礼で工場長から「本日の作業は、機械類の清掃と破碎機の刃の交換をすること」であり、「保護帽の着用及び安全に留意して作業を進めるように」との指示を受けました。

被災者は、同僚の指示でプラスチック等を破碎する破碎機の作業台（コンクリート床から高さ207cm、幅181cm、奥行き131cm）で破碎機の刃を交換していました。

外出していた工場長が工場に戻り、被災者が見当たらなかったため、破碎機の西側を探したところ、作業台の下コンクリート床面にうつぶせに倒れ、右こめかみ及び前頭部より多量に出血している被災者を発見しました。

災害発生現場の状況から被災時、被災者は、作業台の上で刃部の取付けボルトをパイプレンチで緩めていたようです。

被災者の他に同僚が3名いたのですが、被災者の見えない位置で作業を行っており、3名ともそれぞれインパクトレンチや、高圧洗浄機の音で被災者が墜落したことに気づきませんでした。

被災者は、病院に搬送されましたが、数時間後脳挫傷で死亡しました。

3. 災害の原因

被災者はボルトをパイプレンチで緩めていましたが、パイプレンチがボルトより外れその際、勢い余って作業台から墜落したか、作業台の床面に散乱しているインパクトレンチのホースやパイプ類に足を取られ、体勢を崩し墜落したと推定されます。

作業台の周囲は、高さ19cmから32cmの薄い鉄板で囲ってありますが、手すり等は設けていませんでした。

加えて、被災者は墜落防止用の安全帯等も使用していませんでした。

つまり、墜落を防止する為の対策が何もとられておりませんでした。

また、被災者は保護帽を着用していましたが、発見された時、保護帽は被災者の頭部から外れ、離れた位置に転がっていました。

これらの要因が重なって今回の災害が発生しました。

4. 災害防止対策

同様の災害を防止するためには、以下のような対策が必要となります。

- 1 高さ2m以上の箇所で行う作業の場合、作業床に高さ85cm以上の手すり、高さ35cm以上、50cm以下の中さん等を設けること。
- 2 安全な手すり等を設けることができない場合、労働者に安全帯を使用させる等の墜落防止措置を講じること。
- 3 墜落のおそれのある箇所で行う作業の場合、保護帽は墜落転落防止用の厚生労働大臣の定める構造規格を具備したものを使用し、装着する場合、墜落の衝撃で、保護帽が脱落することのないようあごひもを締めること。

5. おわりに

墜落災害を発生させないためには、高所での作業を行わずに済むような作業方法の検討や、どうしても高所で作業する必要がある場合は手すり等の設置、安全帯の使用を行うことが重要です。

さらに、命を守る最後の手段である保護帽は墜落の衝撃等で頭部より脱落しないよう顎ひもを締めることも重要です。

以上の対策を徹底していただくことにより、災害の発生を防止できると思いますので、各事業場におかれても、今一度墜落災害防止対策の再確認をお願いいたします。

令和4年3月新規大学等卒業予定者の就職・採用活動スケジュールについて

鹿児島労働局訓練室

大学、短期大学と高等専門学校の新規大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールについて、ハローワークでの学卒求人の取扱い等は以下のとおりです。（令和2年度と同様）

学生向け民間就職情報サイトを利用する場合も、併せてハローワークへ求人申込み・公開することによって、広く学生へ情報を発信することができます。インターネットからの手続きもできますので、ハローワークへの求人申込みをご検討ください。

また、意欲・能力のある有望な若者を採用するチャンスですので、少なくとも卒業後3年以内の既卒者は「新卒枠」での応募受付をしていただきますようお願いいたします。

【求人の受理】 令和3年2月1日以降

【広 報 活 動】 令和3年3月1日以降

【求人の公開】 令和3年4月1日以降

【採用・選考活動】 令和3年6月1日以降

- 求人公開後であっても5月31日以前には採用選考活動を行わないようご注意ください。
- 就職・採用スケジュールや募集に関することは、お近くのハローワークまたは鹿児島労働局訓練室までお問い合わせください。
- インターネットを利用したハローワークへの求人申込み方法は、お近くのハローワークへお問い合わせいただくか、「ハローワークインターネットサービス」ホームページをご確認ください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和2年11月分】

県内有効求人倍率 1.10倍（前月比0.02P増）
 全国平均有効求人倍率 1.06倍（前月比0.02P増）

県内正社員有効求人倍率 0.94倍（前年同月比0.14P減）
 全国正社員有効求人倍率 0.83倍（前年同月比0.35P減）

※ 本県の雇用失業情勢は、雇用調整助成金等の活用により雇用の維持が図られていることに加え、国や県の各種施策により一部では求人数の復調が見られることから、対前年比で新規求人数の減少幅が小さくなりつつあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による先行きへの不透明感は依然として強く、企業における雇入れの判断も慎重になっています。応募の選択肢となる有効求人数が前年と比べて減少し、求職活動の長期化も続いているため、引き続き、今後の求人・求職の動向等を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金】

●就職氷河期世代安定雇用実現コース

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な方（次の①～④のすべてに該当する方）を、ハローワーク等の紹介で正規雇用労働者（短時間労働者を除く）として雇い入れた事業主に対して支給します。

- ①雇入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方
- ②雇入れ日の前日から起算して、過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間が通算1年以下、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
- ③紹介日時点で失業状態または非正規雇用労働者であり、かつハローワーク等で個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している方



令和2年12月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和2年		令和元年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,885	14	1,840	15	45	-1
1 製造業	353	2	352	2	1	0
1 食料品製造業	194		209	1	-15	-1
4 木材・木製品製造業	19		31		-12	
9 窯業土石製品製造業	17		14	1	3	-1
11～12 金属製品製造業	26	1	28		-2	1
13～15 機械器具製造業	42		20		22	
上記以外の製造業	55	1	50		5	1
2 鉱業	3	0	2	0	1	0
3 建設業	279	3	290	6	-11	-3
1 土木工事業	100	2	111	1	-11	1
2 建築工事業	145	1	145	4	0	-3
3 その他の建設業	34		34	1	0	-1
4 運輸交通業	199	2	179	1	20	1
1 鉄道・航空機業	7		6		1	
2 道路旅客運送業	12		5		7	
3 道路貨物運送業	180	2	167	1	13	1
4 その他の運輸交通業	0		1		-1	
5 貨物取扱業	12	0	31	0	-19	0
1 陸上貨物取扱業	5		7		-2	
2 港湾運送業	7		24		-17	
6 農林業	95	2	92	2	3	0
1 農業	50		41	1	9	-1
2 林業	45	2	51	1	-6	1
7 畜産・水産業	91	1	96	0	-5	1
8 商業	247	3	257	1	-10	2
1 卸売業	39		47	1	-8	-1
2 小売業	174	3	189		-15	3
3 理美容業	4		2		2	
4 その他の商業	30		19		11	
9 金融・広告業	17	0	14	0	3	0
11 通信業	31	0	19	0	12	0
12 教育・研究業	14	0	16	0	-2	0
13 保健衛生業	302	0	256	0	46	0
1 医療保健業	129		100		29	
2 社会福祉施設	166		154		12	
3 その他の保健衛生業	7		2		5	
14 接客娯楽業	96	0	105	0	-9	0
1 旅館業	23		28		-5	
2 飲食店	41		51		-10	
3 その他の接客娯楽業	32		26		6	
上記以外の事業	146	1	131	3	15	-2
10 映画・演劇業	0		0		0	
15 清掃・と畜業	68		76	2	-8	-2
16 官公署	2		2		0	
17 その他の事業	76	1	53	1	23	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	185	2	174	1	11	1
第三次産業（8～17）	853	4	798	4	55	0

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

安全衛生教育促進運動実施中

実施期間 令和2年12月1日～令和3年4月30日

主 唱 中央労働災害防止協会

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

～新年度に向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう～

ご存じですか？

労働保険料の納付は口座振替が便利です！

鹿児島労働局労働保険徴収室

口座振替のメリット

- ① 労働保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く手間と待ち時間が解消されます。

（口座振替手続き後は、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。）

- ② 納付の忘れと遅れで延滞金が課される心配がありません。

- ③ 手数料はかかりません。

- ④ 保険料引き落としに最大**約2か月のゆとり**ができます。

納期	第1期（全期）	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替日	9月6日	11月14日	2月14日

* 保険料を延納している場合には第1期、第2期、第3期での分割で引き落としされます。

* 振替日が金融機関休業日の場合は翌日以降の最初の金融機関の営業日

ハガキでのお知らせ

○口座振替日の3週間前に引き落とし内容をお知らせします。口座振替納付後も引き落とし結果をお知らせします。

ぜひ、この機会に労働保険料の口座振替をご活用ください。

お手続き方法

1 口座振替依頼書入手

○労働局や労働基準監督署の窓口

○厚生労働省のホームページからダウンロード

厚生労働省 労働保険 口座振替

検 索



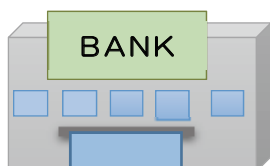
ダウンロードする場合は3枚目まで印刷してください。

*様式は「法人・個人事業主用」を選んでください。

*労働保険番号を複数お持ちの場合は全ての番号についてご提出ください。

2 口座を開設している金融機関の窓口へ提出

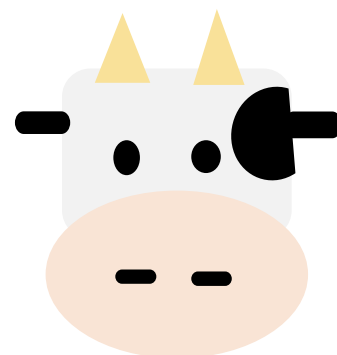
○記載した口座振替依頼書は3枚とも金融機関の窓口へ提出してください。



一部の金融機関（ゆうちょ銀行、ネットバンク等）では取扱いがない場合がございます。

*取扱対象の金融機関については厚生労働省ホームページをご覧ください。

令和3年度第1期（全期）の
口座振替申込手続きは
令和3年2月25日までです



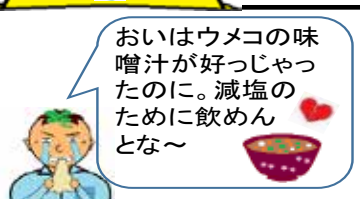
お問い合わせ先

鹿児島労働局 労働保険徴収室 TEL：099-223-8276

✿ 保健師からお届け
クローバーたより ✿

みんなで減塩すっど～！

健康 第一 クロ葉さん♪



そんなことないわ！
味噌は栄養価も高く、
腸内環境にも良い
発酵食品なのよ♡

ビタミン
ミネラル

たんぱく質

我が家のお味噌汁の摂り方♡

♡1日1杯夕食に♡
夕方は塩分排泄が活発な時間帯よ
♡野菜をふんだんに♡
カリウムと併せて摂り余分な
塩分排泄を促すわ

野菜と愛をふんだ
んに込めるわね♡

さんきゅ
～♡

クロ葉さんの健康への道は
まだまだつづく...

出番ですよー!!

おいしい健康法

55歳 男性

【鹿児島市在住】

「ストレスをためないように
する」ことをモットーにして
います！お酒の量は減ら
せないですが…。気分転
換と運動習慣のため、テニ
スも頑張っています。今年
の10月から禁煙実行❌
家族も以前から心配してく
れており、コロナの重症化
リスクを考え決断しました。
これからも元気に過ごせる
よう、頑張ります♡

良かモットーだね！おい
も見習っど。節酒も徐々
に頑張っど！

「日本人の食事摂取基準」の改定により(2020年版)
ナトリウム(食塩相当量)の目標値が0.5g/日引き下げられた
新しい目標値: 男性7.5g/日 女性6.5g/日

今回の改定では、若いうちからの生活習慣病予防の推進への取り
組みが重要となっている。塩分の摂りすぎは、体内に余分な水分が
貯まり血管へ負担がかかります。長年の塩分過多の生活習慣が、
「**高血圧**」や「**慢性腎臓病**」の発症・増悪要因となる。

・鹿児島県民の平均食塩摂取量
は、**10.3g/日**！^(H23年度県民の健康状況実態調査)
※目標値まで、**3割以上減らす**
必要があります。

鹿児島県の人工透析
患者数はワースト6位！
(平成30年 人口10万人対)

私、貝原益軒より皆さまへ塩分摂取について
見直す生活習慣のヒントをお教えいたします

【貝原益軒】福岡出身。江戸時代から養生(健康・健康保持)の必要性を説き、多
くの指南書を発行。



～「養生訓」より、塩分摂取に関する項目を抜粋～

「**食塩を減らして酢を多く**」💡 まずは、塩分摂取量を減らすこと！
食塩摂取の**67%は調味料**(主に醤油・味噌・塩)から！加工食品
にも多く含まれている。ラーメン等のスープも多く含み、麺自体
にも塩分が多く含まれている。麺類を摂る回数も減塩のポイント。

＜酢のチカラ＞ お酢には代謝(血圧・血糖値や内臓脂肪減少)を整える力
がある。1日の目安は**大さじ1杯(15ml)**

「**肉より野菜を主役に**」💡 カリウムはナトリウム排泄促進効果が！
体内のナトリウム(塩分)排泄は9割が腎臓経由の尿中排泄。カリウムの摂
取量を増やし、ナトリウム(塩分)の排泄を促そう

＜カリウム＞野菜や穀物・大豆製品、バナナやキウイ等の果物に豊富に含ま
れる。熱に弱く水に溶けやすい。生野菜サラダで摂ると効率よく摂取ができる。
果物を摂るなら塩分排泄がナトリウム(塩分)排泄がされにくい朝がオススメ。

「**腹八分でよく噛む**」💡 食べる量を減らせば、塩分量も減る
満腹の習慣は消化に過度の負担が！腸内環境の乱れ・肥満の要因に！

「**乗り物に乗るより歩け**」💡 代謝を上げ排泄を促す
健康維持に必要な不可欠な有酸素運動。有酸素運動の習慣化で、代謝が向
上し、余分な塩分・水分の尿への排泄が促進される。また、高血圧予防や
腎機能低下予防としても、毛細血管を鍛える有酸素運動の習慣化は重要。



減塩すっど
クロ葉 健一

出来こと
から

少す
のて良か
ど

塩と
醤油は

濃い
いと

お茶と
情けは

心の
狂句

クロ葉

健康の保持・増進のお手伝いをします!!



公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



さんぽセンター（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内

～がんなどの疾病を抱える方々の治療と仕事の両立を支援する事業場に向けて～

治療と仕事の両立支援を お手伝いします！

さんぽセンターでは、治療中の労働者が就労を継続するために、事業場に対する支援を行っています。特に「がん」などの疾病を抱える労働者を対象とした支援を実施しています。

（支援の費用は無料です。まずはお気軽にお問合せください。）

※専門の促進員が以下の対応をします

1. 両立支援に取り組む事業場への個別訪問支援

両立支援のための「企業内の体制づくり」、「休暇制度、勤務制度の整備」など職務環境整備や両立支援の進め方等について助言を行います。

管理監督者や労働者等に対し、両立支援教育として意識啓発を行うセミナーなども行います。

2. 事業者・労働者（患者）間の両立支援に関する個別調整支援

両立支援を望む労働者（患者）に対しては、必要に応じて情報の提供や事業場が必要とする手続きや書類を確認するなどの相談に対応します。

3. 両立支援（出張）相談窓口での相談対応

がんなどの疾病を抱える労働者（患者）、事業者、人事労務担当者、産業医、保健師等の産業保健スタッフ等からの両立支援に関する相談に対応します。

治療と仕事の両立支援についてお考えの労働者（患者）、事業者、人事労務担当者の方がおられましたら、さんぽセンターの利用をご検討ください！



支援をご希望される場合は、**ホームページ**または**QRコード**よりお申込みください。

【問い合わせ先】
鹿児島産業保健総合支援センター

TEL:099-252-8002
メール:info@kagoshimas.johas.go.jp

〒890-0052
鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F
（※平日：8時30分～17時15分）



両立支援申込
QRコード



令和3年度



協会シンボルマーク

労働安全衛生法に基づく
各種免許試験案内(学科)

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
九州安全衛生技術センター
〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号
TEL **0942-43-3381**
https://www.kyushu.exam.or.jp/ FAX 0942-44-0844

令和3年4月から令和4年3月までの間に当センターで実施する免許試験の日程は下記のとおりです。

1 学科試験日時 試験開始時刻15分前から試験の説明をしますので、それまでに試験室にお入りください。

試験の種類	試験月	上期日程						下期日程						試験開始時刻	試験終了時刻
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
特級ボイラー技士								28						10:00	16:10
一級ボイラー技士				9			8				6		8	10:00	15:30
二級ボイラー技士		13	11	17	12	3	22	7	25	15	5	3・16		13:30	16:30
☆特別ボイラー溶接士						30					27			13:30	16:00
☆普通ボイラー溶接士						30					27			13:30	16:00
ボイラー整備士				16								1		13:30	16:00
☆運 転 ・ デ リ ック 土 士	限定なし	6	12	23		26	16	12		8	20		9	13:30	16:00
	クレーン限定	6	12	2・23	2	26	16	12	26	8	20	7	9		
	床上運転式限定	6						12						13:30	16:00
	限定免許解除試験							12						13:30	【注】
☆移動式クレーン運転士			14		7	25			5		18		15	13:30	16:00
☆揚貨装置運転士		15												13:30	16:00
発破技士				8						7				13:30	15:30
ガス溶接作業主任者				8						7				13:30	16:30
林業架線作業主任者										7				13:30	16:30
第一種衛生管理者		7・21	13・26	10・22	6・21	4・24	9・21	8・26	4・17	5・14	7・21	2・22	10・17	13:30	16:30
第二種衛生管理者		7・21	13・26	10・22	6・21	4・24	9・21	8・26	4・17	5・14	7・21	2・22	10・17		
高圧室内作業主任者			19											10:00	15:30
エックス線作業主任者			18				14		16		19			10:00	15:30
ガンマ線透過写真撮影作業主任者			19											10:00	15:30
潜水士		20			14		28					9		10:00	15:30

- (注)1. 試験日程欄の数字は学科試験の実施日です。
 2. ☆印は学科試験合格後に実技試験があります。(詳しくは別途作成の「実技試験案内」をお読みください。)
 3. 当センターでは各種の技能講習及び受験準備講習は一切行っていません。また参考書等も取扱っていません。
 4. 12月5日(休業日の衛生管理者試験日)は受験申請書の受付は行いません。
 【注】 試験終了時刻はクレーン限定免許解除試験、床上運転式クレーン限定免許解除試験は14:45、デリック限定免許解除試験は15:30です。

◎ 令和3年度における地区出張特別試験について

北九州、宮崎、鹿児島、長崎、大分、熊本、石垣、沖縄本島、佐賀の各地区で実施する予定です。
 受付方法(場所)等が異なりますので、受験を希望される方は各地区の労働基準協会等、または当センターで、別途作成の「出張特別試験案内」をお読みください。なお、当センターホームページからでもダウンロードすることができます。

作業環境測定士試験予定日：令和3年8月18・19日、令和4年2月15日（二種のみ）
 労働安全・労働衛生コンサルタント試験予定日：令和3年10月19日
 ※詳しくは別途作成の試験案内をお読みください。

令和3年度 技能講習・安全衛生教育等年間実施計画表

(注) 表中の教習所及びオロシティーは講習実施会場、その他は講習実施地域です。

(公社) 鹿児島県労働基準協会

講習名		令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
技能講習	車両系建設機械運転（整地等）	教習所 鹿屋	教習所	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所	教習所	
	車両系建設機械運転（解体用）	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	フォークリフト運転	教習所	教習所 教習所	鹿屋	教習所	教習所 教習所		教習所	教習所 教習所		教習所 教習所	教習所	
	不整地運搬車運転			鹿屋			教習所				教習所		
	小型移動式クレーン運転	教習所	教習所	教習所	川内 鹿屋	教習所 徳之島 種子島	岩川 横川	教習所	教習所		教習所		教習所
	床上操作式クレーン運転	教習所	教習所		教習所	教習所		教習所	教習所		教習所	教習所	
	玉掛け	教習所	教習所 鹿屋	教習所 教習所	徳之島	教習所	教習所 川内	教習所 岩川	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	高所作業車運転	教習所	教習所 鹿屋	教習所	教習所	川内	教習所	教習所		教習所		教習所	
	ガス溶接			教習所			教習所			教習所			教習所
	有機溶剤作業主任者			オロシティー		オロシティー		オロシティー		オロシティー		教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所		教習所	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者		オロシティー		オロシティー	オロシティー	オロシティー		鹿屋 奄美	オロシティー	教習所	教習所	教習所
	石綿作業主任者				教習所							教習所	
	乾燥設備作業主任者							教習所					
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者						教習所						
教習	移動式クレーン運転実技教習	教習所						教習所		教習所		教習所	
特別教育	小型車両系建設機械運転（整地等）		教習所						教習所				
	ローラー運転				教習所				教習所				
	クレーン運転		教習所		教習所	教習所		教習所	教習所		教習所		教習所
	アーク溶接等	教習所		教習所			教習所		教習所		教習所		
	研削といし（自由研削用）		教習所			教習所		教習所			教習所		教習所
	巻上げ機運転				教習所					教習所			
	低圧電気取扱業務			教習所			教習所			教習所			教習所
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	教習所											
	粉じん作業					教習所							
	フルハーネス型墜落制止用器具	教習所		教習所			教習所		教習所		教習所		
養成講習	安全衛生推進者			オロシティー				教習所				教習所	
	衛生推進者					オロシティー				オロシティー			
その他教育	安全管理者選任時研修			教習所			教習所				教習所		
	職長教育		教習所		教習所	教習所		教習所		教習所			教習所
準備講習	第1種衛生管理者準備講習		オロシティー										
	第2種衛生管理者準備講習			オロシティー									

※教習所（鹿児島教習所：鹿児島市七ツ島1-6-2 電話099-261-6298）

※オロシティー（鹿児島総合卸商業団地協同組合：鹿児島市卸本町6-12 電話099-260-2111）

令和3年3月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	3/4～3/5	2/1～2/5	会員 13,080円 一般 14,080円	
	玉 掛 け	3/8～3/10	2/8～2/12	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	3/8～3/9	2/8～2/12	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	小型移動式クレーン運転	3/15～3/17	2/15～2/19	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	ガ ス 溶 接	3/22～3/23	2/22～2/26	会員 9,180円 一般 9,680円	
特別教育	研削といしの取替え等 (自由研削用)	3/9	2/8～2/12	会員 11,220円 一般 12,320円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	3/16～3/17	2/15～2/19	会員 16,770円 一般 20,070円	
	低圧電気取扱業務	3/22～3/23	2/22～2/26	会員 16,115円 一般 19,415円	
その他	安全衛生推進者	3/11～3/12	2/8～2/12	会員 12,530円 一般 13,530円	
	職 長 教 育	3/18～3/19	2/15～2/19	会員 12,980円 一般 16,280円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。か、案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。

※アーク溶接作業等を行う事業所の皆様へ

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う作業について、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者の選任が必要になります。

(令和4年3月31日までに経過措置あり)

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、特定化学物質（第2類物質）に加えられる等の改正が行われました。

(令和2年4月22日公布・告示／令和3年4月1日施行)

改正により作業主任者の選任及び、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の受講が必要になります。令和4年3月31日までの経過措置がありますが、受講定員に対し希望者が多くご希望の日程で受講できない場合がありますので、お早目に受講をお願いします。

法改正の内容等の詳細につきましては労働局又は最寄りの労働基準監督署までお問合せ下さい。